

利根町教育委員会定例会会議録

令和元年7月24日 午後3時00分開会

1. 出席委員

教育長職務代理者	武谷昭子君
委員	佐藤忠信君
委員	石井豊君
委員	長岡純子君

1. 欠席委員

なし

1. 出席事務局職員

学校教育課長	青木正道君
指導室長	直井由貴君
生涯学習課長	久保田政美君
学校教育課長補佐	河村明君
学校教育課主任	谷茉穂君

1. 議事日程

議事日程

令和元年7月24日（水曜日）

午後3時00分開会

- 日程第1 報告第14号 利根町立学校管理規則の全部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の専決処分について
- 報告第15号 利根町立学校管理規則の全部を改正する規則の施行に伴う関係訓令に関する規則の専決処分について
- 報告第16号 利根町立学校評議員設置要綱の一部改正の専決処分について
- 報告第17号 利根町立学校事務共同実施検討委員会設置規程の制定について
- 報告第18号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和元年6月分）
- 日程第2 議案第16号 利根町指定文化財等補助金交付要綱の制定について
- 議案第17号 令和2年度使用小学校教科用図書採択について

- 議案第 18 号 令和 2 年度使用中学校教科用図書の採択について
議案第 19 号 令和 2 年度使用小学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について
議案第 20 号 令和 2 年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について

日程第 3 その他

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 14 号 利根町立学校管理規則の全部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の専決処分について
報告第 15 号 利根町立学校管理規則の全部を改正する規則の施行に伴う関係訓令に関する規則の専決処分について
報告第 16 号 利根町立学校評議員設置要綱の一部改正の専決処分について
報告第 17 号 利根町立学校事務共同実施検討委員会設置規程の制定について
報告第 18 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和元年 6 月分）

- 日程第 2 議案第 16 号 利根町指定文化財等補助金交付要綱の制定について
議案第 17 号 令和 2 年度使用小学校教科用図書の採択について
議案第 18 号 令和 2 年度使用中学校教科用図書の採択について
議案第 19 号 令和 2 年度使用小学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について
議案第 20 号 令和 2 年度使用中学校特別支援学級（知的障害）教科用図書の採択について

日程第 3 その他

午後 3 時 00 分開会

○教育長職務代理者（武谷昭子君） 皆様，忙しい中，お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより，令和元年 7 月の教育委員会定例会を開催いたします。

きょうご審議いただく議案は，専決処分を含む報告が 5 件，議案 5 件の計 10 件でございます。

議題に入ります前に，議案第 17 号から議案第 20 号までの教科用図書の選択につきましては，教科用図書採択の公正確保及び適切な審議環境を整える観点から，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条 7 項のただし書きに基づき，非公開としたいと思っておりますが，いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長職務代理者（武谷昭子君） ただいまご承認いただきましたので、議案第 17 号から議案第 20 号までを非公開といたします。

○教育長職務代理者（武谷昭子君） 続きまして、日程第 1 報告第 14 号 利根町立学校管理規則の全部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の専決処分についてから、報告第 16 号 利根町立学校評議員設置要綱の一部改正の専決処分については、規則関係改正の専決処分の報告ですので一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長職務代理者（武谷昭子君） 異議なしとのことですので、報告第 14 号から報告第 16 号までを一括審議とさせていただきます。

それでは、担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、説明申し上げます。

ただいまご紹介のありましたとおり、この 3 件の報告事項につきましては、先月 6 月 20 日に開かれました教育委員会の中で、承認されました利根町立学校規則の全部改正に伴うものでございます。報告第 14 号から説明をさせていただきます。

それでは、報告第 14 号 利根町立学校管理規則の全部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の専決処分について、ご説明申し上げます。

利根町教育委員会事務専決規程第 2 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき、報告し、承認を求めるものでございます。ページを 1 枚おめくりください。

提案理由でございますが、平成元年 6 月 20 日に利根町立学校管理規則の全部を改正する規則の施行に伴い、関係規則の整備に関する規則を公布するものでございます。

右のページをご覧くださいと思います。利根町立学校管理規則の全部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則でございます。

第 1 条といたしまして、利根町立学校における出席停止の手續に関する規則の一部改正。

第 2 条 利根町放課後子ども教室実施規則の一部改正。

第 3 条 利根町立小中学校施設の開放に関する規則の一部改正が載せてございます。

続きまして、報告第 15 号の資料をご覧くださいと思います。

利根町立学校管理規則の全部を改正する規則の施行に伴う関係訓令に関する規則の専決処分についてご説明をいたします。

利根町教育委員会事務決裁規程第 2 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

資料を 1 ページおめくりください。左側の提案理由でございます。

令和元年 6 月 20 日に利根町立学校管理規則の施行に伴い、関係訓令の整備に関する訓令を令達するものでございます。

右のページをご覧くださいと思います。利根町立学校管理規則の全部を改正する規

則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令でございます。

第1条 利根町立学校処務規程の一部改正。

第2条 利根町立学校職員服務規程の一部改正。

以上でございます。

続きまして、報告第16号をご覧いただきたいと思えます。

報告第16号 利根町学校評議員設置要綱の一部改正の専決処分につきましてご説明申し上げます。利根町教育委員会事務専決規程第2条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

1ページおめぐりください。提案理由でございます。

令和元年6月20日に利根町立学校管理規則の施行に伴い、利根町立学校評議員設置要綱の一部を改正する告示を公表するものでございます。右側のページをご覧いただきたいと思えます。

「利根町立学校評議員設置要綱の一部を改正する告示」の第1条中、利根町立学校管理規則第16条の2を利根町立学校管理規則第25条第4項に改めるものでございます。

報告第14号から第16号までの説明は、以上でございます。

○教育長職務代理者（武谷昭子君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問ございますか。

○委員（長岡純子君） 報告第16号ですけれども、利根町立学校評議員設置要綱の一部改正でというのは、内容はどのようなことの改正なんでしょうか。内容は別に同じで、その書き方とかそういうことですか。

○学校教育課長補佐（河村 明君） 内容は変わらず、利根町立学校管理規則の改正に伴い条項番号が、変わったということです。

○委員（長岡純子君） わかりました。

○教育長職務代理者（武谷昭子君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長職務代理者（武谷昭子君） では、報告第14号 利根町立学校管理規則の全部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の専決処分についてから、報告第16号 利根町立学校評議員設置要綱の一部改正の専決処分については、原案のとおり承認いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長職務代理者（武谷昭子君） 続きまして、報告第17号 利根町立学校事務共同実施検討委員会設置規程の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、報告第17号 利根町立学校事務共同実施検討委員会の設置規程の制定についてご説明申し上げます。

報告第 17 号 利根町立学校事務共同実施検討委員会設置規程を別紙のとおり定めたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 3 項及び利根町教育委員会事務委任規則第 4 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

提案理由でございますが、令和 2 年度より学校事務の共同実施導入に向け検討するため、利根町立学校事務共同実施検討委員会設置規程を、教育長訓令として制定したため、教育長に委任された事務の管理及び執行状況として教育委員会に報告するものでございます。1 枚ページをおめくりいただきたいと思っております。

利根町立学校事務共同実施検討委員会設置規程でございます。

まず、第 1 条が設置。次に第 2 条 所掌事務といたしまして、「委員会は、次に掲げる事項を所掌する。」ということで、(1) 共同事務の実施方法に関する事。 (2) 共同事務の運営体制に関する事。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか教育長が必要と認める事項。

以上が所掌事務となります。

第 3 条 組織でございます。委員会は、委員 6 名以内をもって組織するという事で、今月の 1 日付で委任状を交付してございます。

まず、(1) 「小中学校の校長」は、文小学校の伊藤校長先生を指名させていただいております。

(2) 「小中学校の教頭」は、布川小学校の松戸教頭先生を任命させていただいております。

また、(3) 「小中学校の教務主任」では、利根中学校の会沢先生を任命させていただいております。

(4) 「小中学校の事務職員」といたしましては、文間小学校の成嶋先生、利根中学校の腰川先生を任命させていただいております。

(5) 「教育委員会事務局の職員」は、私、青木が委員に任命をいただいて入っている状況でございます。資料のほうを 1 枚おめくりいただきたいと思っております。

第 4 条、任期、第 5 条、委員及び副委員長、第 6 条、会議、第 7 条、庶務、第 8 条、委任という形で設置規程をつくらせていただいております。

この検討委員会がなぜ必要なのかといいますと、町内の小中学校の事務を共同で実施することによりまして、事務の効率化、正確性を図るということで、茨城県内で申し上げますと、44 市町村中、この学校共同実施の行っていないのは河内町と利根町の二つだけということで、利根町もこの設置規程に基づきまして、事務員、校長先生、教頭先生、皆さんにお集まりいただいて町の学校の事務の様式の統一化などを検討して、事務効率を上げていくということを目的に設置させていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長職務代理者（武谷昭子君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問ございますか。

○委員（石井 豊君） 第 4 条の任期ですが、共同実施の開始日の前日までとするとなっておりますが、共同実施の日というのが、おおよそでいいですけども、どのぐらいを目安にし

ているかどうかというのをもしわかればお聞かせください。

○学校教育課長（青木正道君） まず、共同実施開始の日の前日までということで、先ほどちょっと触れさせていただきましたが、今回7月1日付で任命をさせていただいております。

任期のほうでございますが、本年度中、令和元年度中、3月31日までに、計画をつくり上げる予定でございますので、委員の皆様にお出ししました任命書の任期は「令和元年7月1日から令和2年3月31日まで」ということで、今年度中につくり上げるという予定でございます。

○委員（石井 豊君） となりますと、次年度から共同実施に入れるというような態勢でいるということですね。

○学校教育課長（青木正道君） はい。

○委員（石井 豊君） わかりました。

○教育長職務代理人（武谷昭子君） ほかにございますか。

○委員（佐藤忠信君） この事務というのは、やはり中学校と小学校で大分違うものなのでしょうか。小学校と中学校で事務の処理の仕方が違うのか。

○学校教育課長（青木正道君） 多少違うところもございます。統一化をすることによって、4校で、毎月担当の学校を決めて、そこに行ってみんなで研修を行うとか、同じレベルの仕事ができるということになりますし、また、この事業を実施することによって、加配の職員が1名回していただけるというような利点もあり、今、話がよく出ています先生方の働き方改革にもつながっていくのかなということもございます。

○委員（佐藤忠信君） ちょっと細かい話なのですが、次のページの任期第4条に、検討委員の任期ということで、どなたかが何らかの理由でおりられた場合、補欠の方が出るとこの第3条の2項で、次に掲げる者のうちから教育長が任命するとあるので、欠員も全部含むという形ですか。

○学校教育課長（青木正道君） 町内の中から選ばせていただいているので、仮に今、校長のほうが、文小の伊藤校長先生になっていただいておりますが、もし何かあった場合には、違う校長先生になるというような意味合いになります。

先日、委員長、副委員長の2名が、初回の会議がございまして、委員長は文小学校の伊藤校長先生、副委員長が私という形に決定したということです。

○委員（佐藤忠信君） わかりました。ありがとうございました。

○教育長職務代理人（武谷昭子君） よろしいですか。

○委員（佐藤忠信君） はい。

○教育長職務代理人（武谷昭子君） ほかにございますか。質問、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長職務代理人（武谷昭子君） では、報告第17号 利根町立学校事務共同実施検討委員会設置規程の制定については、原案どおり承認いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長職務代理者（武谷昭子君） では、続きまして、報告第 18 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和元年 6 月分）を議題にいたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、報告第 18 号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和元年 6 月分）について、ご説明申し上げます。

報告理由にありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 3 項及び利根町教育委員会事務委任規則第 4 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

2 件の申請がございました。2 件を承認しております。

それでは、内容につきまして説明をさせていただきたいと思えます。1 枚おめくりください。右のページをご覧くださいと思います。

まず、1 件目でございますが、「よみがえる恐竜王国 in 水戸京成百貨店」が令和元年 8 月 1 日（木）から、令和元年 8 月 12 日（月）の間、水戸京成百貨店 7 階催事場におきまして開催されるものでございます。

太古の恐竜について、動く・吠える恐竜ロボットや化石などを展示することにより、大人から子どもまで地球環境の大切さを再認識することを目的に開催されるものでございます。対象者は一般の方ということになっております。

その下、2 件目でございます。

令和元年度茨城県中学校新人体育大会が令和元年 10 月 25 日（金）から令和元年 11 月 10 日（日）まで、笠松運動公園陸上競技場ほか 21 の会場におきまして開催されるものでございます。

目的といたしましては、県内の中学 1・2 年生がスポーツに親しむことを通じて、健康増進と体力の向上を図るとともに、選手同士がお互いに理解し合い、友好親善を深め、明るく豊かな中学生生活の実現を図るなど、県内スポーツの振興に寄与することを目的として開催されるものでございます。競技種目といたしましては、陸上競技のほか 16 種目ということで開催されます。

報告第 18 号につきましては、以上でございます。

○教育長職務代理者（武谷昭子君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問ございますか。

○委員（佐藤忠信君） ちなみに利根中学校の場合、今、成績的にはどんな感じなんですか。

○指導室長（直井由貴君） 運動部活動に関しては、日々健全な育成を目指しております。今年度、総体においては、県南大会に個人の部で、剣道などが出場しています。団体の部では、バスケットボール女子が、県南大会に出場という成績ですが、各部活動、頑張って取り組んでいる現状というふうには、報告は受けております。

○委員（佐藤忠信君） やはり他の市町村よりもどうしても子どもの数が少ないので、なかなか厳しいとは思いますが。

○指導室長（直井由貴君） 利根中学校は、北相馬郡1校になってしまっていますので、取手市の中体連のほうに参加をし、その中で勝ち抜いた競技が県南大会、そして県大会、関東大会、全国大会と続いていきます。

○委員（長岡純子君） これは、利根町教育委員会が後援名義の使用承認をするということは、全県下の教育委員会が使用承認したということなんですね。

○指導室長（直井由貴君） これ、茨城県中学校体育連盟と茨城県教育委員会が主催で、茨城県体育協会と県内の各市町村教育委員会が後援をしているところでございます。

○教育長職務代理人（武谷昭子君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長職務代理人（武谷昭子君） では、報告第18号 利根町教育委員会後援名義の使用承認について（令和元年6月分）は、原案のとおり承認いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長職務代理人（武谷昭子君） 続きまして、日程第2、議案第16号 利根町指定文化財等補助金交付要綱の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、私から議案第16号 利根町指定文化財等の補助金交付要綱について説明をいたします。

提案理由としましては、町指定文化財等の補助、管理等における経費について、所有者または管理団体に補助金を交付するために、利根町指定文化財等補助金交付要綱を制定したので提案するものでございます。

1枚めくっていただきまして、まず、要綱の第1条でございますが、趣旨といたしまして、文化財保護法及び利根町の文化保護条例の規定に基づきまして、町に所在する文化財の保存、管理及び活用に必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものでございます。

また、第2条では、補助金の対象事業等を、別紙で定めております。こちらにつきましては、後で説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、第3条の補助金の交付申請から、第6条の補助金の交付につきましては、補助金の交付までの流れを定めたものでございます。

続きまして、第7条でございます。こちらは、補助事業の変更について定めたもので、第3条の補助金の交付申請に基づきまして、変更が生じた場合、こちらの変更手続を行うものでございます。

続きまして、第8条でございますが、補助事業の中止、また廃止について定めております。こちらは、補助金の何らかの理由によりまして中止、または廃止をする場合は、町長に

書類を提出し承認を受けなければならないということを定めてございます。

また、第9条につきましては、必要に応じて事業の遂行状況を報告することを定めているものでございます。

また、第10条の事業の実績報告ですか、事業が完了したときは、町に実績報告書の提出をすることを定めております。なお、この要綱につきましては、告示の公布の日から施行するものでございます。

続いて、その次のページに移りまして、先ほどお話ししました別表の第2についてご説明いたします。こちらにつきましては、補助金の事業の対象である、国の指定文化財、また、県の指定文化財、そのほかに町の指定文化財等について、補助金の率または上限額を定めてございます。

その次のページの様式1号から様式の11号までがありますが、こちらのほうの申請書、許可書はこういう形で実施するということのひな型、様式的なものになっているところでございます。

以上でございます。

○教育長職務代理者（武谷昭子君） 説明が終わりました。

ご質問ございましたら、どうぞ。

○委員（石井 豊君） 交付要綱についてなんですけれども、先ほど生涯学習課長のほうから説明いただいたところではありますけれども、これは、公布の日から施行するということになっておりまして、この要綱の施行後に申請が上がってきた場合に、予算化されていないため、補正予算を組まざるを得ないというようなことになろうかと思えます。

その際に、どのように対応するのか説明いただければと思います。

○生涯学習課長（久保田正美君） こちらにつきましては、補助金の申請が上がってきた時点で、必要に応じて町、または物によっては文化財の審議会等もあるかと思えますけれども、そちらのほうに打診しまして、その金額が正当であるかとか、それが改修してもいいものかどうなのかというのも含めまして、いろいろ協議した上で補正対応という形になると思います。

○委員（石井 豊君） わかりました。あと、それからもう1点よろしいですか。

文化財保護は教育委員会で所管をしまして、最終的な補助金というのは、当然町のほうに行くと思うのです。その間、教育委員会の立場はどうなるのかなと思ってお聞きします。

○生涯学習課長（久保田政美君） こちらのほうですが、まず、予算につきましては、教育長のほうに予算執行の権限が与えられていないということがありますので、あくまでも決定するのは町長ということになっています。

○委員（石井 豊君） 補助金要綱は全て、長部局となっていますからね。

本来、長部局でやる部分を、今も教育委員会に委任されたという解釈のもとでこの要綱があるんだというような捉え方でよろしいわけですかね。

○生涯学習課長（久保田政美君） はい。

○委員（石井 豊君） わかりました。ありがとうございます。

○教育長職務代理人（武谷昭子君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長職務代理人（武谷昭子君） では、議案第 16 号 利根町指定文化財等補助金交付要綱の制定については、原案のとおり承認いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長職務代理人（武谷昭子君） 続きまして、議案第 17 号 令和 2 年度使用小学校教科用図書の採択についてから、議案第 20 号 令和 2 年度使用中学校特別支援学級(知的障害)教科用図書の採択については、教科書関係の議案ですので一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長職務代理人（武谷昭子君） 異議なしとのことですので、議案第 17 号から議案第 20 号までを一括審議とさせていただきます。

それでは、指導室長に説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

（「非公開」により省略）

○教育長職務代理人（武谷昭子君） それでは、議案第 17 号 令和 2 年度使用小学校教科用図書の採択についてから、議案第 20 号 令和 2 年度使用中学校特別支援学級(知的障害)教科用図書の採択についてまでは、原案のとおり承認いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長職務代理人（武谷昭子君） 続きまして、日程第 3 のその他ですが、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長職務代理人（武谷昭子君） なければ、令和元年 7 月の教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 17 分閉会